

質問

うちの子は障害が重い方なので、将来は生活介護を利用することになりそうです。でも、生活介護はどこも定員が一杯だと聞きました。どのように進路を考えれば良いのでしょうか？

確かに定員にほとんど空きがない生活介護事業所は多いですが、このところ、新たな施設もできていますので、定員に余裕がある施設もあります。しかし、定員に余裕があれば誰でも希望する施設を利用できるわけではありません。

実は、「常時個別対応が必要な利用者1名までです。現在埋まっています」とか、「聴覚過敏の利用者がいるので、大きな声を出す方はお断りしています。」「無断外出（飛び出し）、他害のある方は、安全確保できないので受け入れていません。」「職員が退職したためすぐには受け入れられない状況です。」等ということもあります。生活介護事業所の職員配置は利用者3名に職員1名程度となるためです。ではどうすればよいのでしょうか・・・。

～希望する“生活介護事業所”を利用するために～

高等部卒業後も安定した生活が続けるために、高等部入学後、次のような流れで希望に添った生活介護事業所の利用につなげられるようにしています。

個別の見学

早い方ですと高等部1年生の段階から、生活介護事業所の見学を始めています。親だけ（または子ども同伴）で行くのが不安という場合には、放課後等デイサービス（放デイ）の利用計画を作成している相談支援事業所の担当者に予約・同行してもらったり、担任が予約・同行したりすることもできます。

見学の際には、我が子の状況（コミュニケーション、行動面、情緒の安定、個別支援の希望等）を伝え、体験利用できるか判断してもらいます。判断は「本人と直接会ってから・・・」となりますので、一度は親子で訪問する必要があります。



体験

体験利用は保護者の責任で実施することになり、夏休みや冬休みといった長期休業中に1～3日程度設定しています。体験後に利用可能と判断されれば、現場実習でも引き続き実習を行い、利用の可否を判断していただいています。

体験利用は1度ではなく何度か繰り返して徐々に日数を増やしたり、卒業まで体験利用を継続したりすることで、卒後の生活へスムーズな移行を図るようにしています。

実習

体験利用をしていない施設で現場実習を行う場合には、実習期間中に1～3日間の体験利用を行う段階からのスタートとなります。実習は10日間ありますので、残りの期間は校内実習に取り組むことになります。

利用

生活介護事業所の利用には「介護給付」の申請が必要になります。手続きには3ヶ月程度かかることも珍しくありません。高3の早い段階で利用先が決まり、後期実習後すぐに手続きを始めると、卒業式の次の日から利用を開始することも夢ではありません。

以前ご案内した「福祉施設合同説明会(7/31)」や「保護者職場施設見学(9/22)」への参加、ネットでの検索も情報収集には良い機会です。小中学部の段階では、情報収集することから始めましょう！